（令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の二　（略）

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第一号イからワまでに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第一項第一号から第十三号までに掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第二号イからワまでに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第三項第一号から第十三号までに掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（令第二十九条の四第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで、第三号イからリまで又は第四号イからリまでの療養に要した費用の額の算定）

第二十七条の十四の三　第二十七条の十三の七の規定は、令第二十九条の四第一項第一号イからリまで、第二号イからリまで、第三号イからリまで又は第四号イからリまでに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（令第二十九条の四第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに該当する場合又は第四号ロからリまで、ル若しくはヲに該当する場合の市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の四　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号又は第五項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第二十九条の四第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲ又は第四号ロからリまで、ル若しくはヲの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

（令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の二　（略）

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第一号イに掲げる者が令第二十九条の三第一項第一号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第一号ロに掲げる者が令第二十九条の三第一項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第一号ハに掲げる者が令第二十九条の三第一項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第一号ニに掲げる者が令第二十九条の三第一項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第一号ホに掲げる者が令第二十九条の三第一項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第二号イに掲げる者が令第二十九条の三第三項第一号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第二号ロに掲げる者が令第二十九条の三第三項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第二号ハに掲げる者が令第二十九条の三第三項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第二号ニに掲げる者が令第二十九条の三第三項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第二号ホに掲げる者が令第二十九条の三第三項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくはニ又は第四号ロ、ハ若しくはニの療養に要した費用の額の算定）

第二十七条の十四の三　第二十七条の十三の七の規定は、令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくはニ又は第四号ロ、ハ若しくはニに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ又は第四号ハ若しくはニの市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の四　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第三号若しくは第四号又は第五項第三号若しくは第四号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ又は第四号ハ若しくはニの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）